

# お知らせ板

発行 朝日町役場 〒990-1442 山形県西村山郡朝日町大字宮宿 1115 編集 政策推進課  
朝日町ホームページ <https://www.town.asahi.yamagata.jp> TEL 67-2112  
FAX 67-2117

## 山形県飲食業関連家賃等緊急支援事業のお知らせ

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、飲食店への客足が止まり、飲食店だけでなく関連する飲食料品卸売業や運転代行業等にも大きな影響が出ています。

これらの事業者に対し、家賃等の固定経費に対する支援金を給付し事業の継続を応援します。

### ▶対象事業者

- ①県内において飲食店や飲食料品卸売業者、貸おしぼり業、運転代行業を主たる事業として営む中小法人・個人事業主(その住所が県内にある者)
- ②新型コロナウイルス感染症の影響により、令和3年7月から9月までのいずれかの月の売上が、前年又は前々年の同月比で50%以上減少している者
- ③支援金の受給後も事業を継続する意思があること

### ▶給付上限額

- ①法人 40万円
- ②個人事業主 20万円(1事業者あたり)

### ▶対象経費

令和3年7月から9月までの間に負担した家賃・地代、リース料、自動車保険料(損害賠償責任)等の固定経費

※対象経費の詳細は、特設サイトをご覧ください、コールセンターへ問合わせください。

### ▶必要書類

- ①補助金交付申請書兼請求書
- ②令和3年7月から9月までのいずれかの月の売上が前年又は前々年の同月比で50%以上減少していることが証明できるものの写し
- ③補助対象となる固定経費の契約書等(不動産賃貸借契約書・リース契約書等)
- ④補助対象経費を支払ったことを証明する書類の写し(領収書等)
- ⑤その他、事務局が求める書類

### ▶受付期間

11月1日(月)から12月31日(金) ※消印有効

### ▶申請方法

「山形県家賃・テイクアウト関連支援事業事務局」へ郵送

※封筒に「補助金申請書在中」と朱書きしてください。

※必要書類の様式は、「山形県家賃・テイクアウト関連支援事業特設サイト」からダウンロードの上、記入してください。

(<https://yamagata-insyoku-shien.jp>)

### 【郵送先】

〒981-3291 泉西郵便局 私書箱第25号(TP内)

### ▶問合せ先

山形県家賃・テイクアウト関連支援事業コールセンター  
☎0570-078-010

受付時間:午前9時~午後5時(土・日・祝日を除く)

## 山形県観光立寄施設緊急支援事業費補助金のお知らせ

県内観光立寄施設の観光振興に資するポストコロナを見据えた新たな需要に対応するための取組みや新型コロナウイルス感染防止対策を支援するため、マイクロツーリズム、ワーケーションやユニバーサルツーリズム等に対応した施設改修やコンテンツ開発等の前向き投資及び感染防止に必要な設備等を導入する経費に対して助成金を交付します。

### ▶助成対象者

県内で観光立寄施設を営む事業者であること。

※観光立寄施設については右記 URL より助成対象施設分類表をご確認ください。

### ▶助成対象経費

①ポストコロナを見据えた新たな需要に対するための取組み

②感染拡大防止対策に必要となる設備などの必需品等の購入（リース）

※令和3年4月1日から令和4年2月28日までに実施する事業が対象になります。

※消耗品（マスク等）の購入費は助成対象外です。

### ▶助成率・助成金の額

①助成率 助成対象経費の2/3

②助成金の額

「助成対象経費×補助率」と「助成上限額（66万円）」のいずれか低い額

### ▶申請受付期間

10月25日(月)から令和4年1月31日(月)(必着)

### ▶申請先（郵送で受付）

「山形県観光立寄施設緊急支援事業費助成金運営事務局」へ郵送

様式等は下記 URL よりダウンロード出来ます。

〒990-8799 山形中央郵便局 私書箱59号

(<https://www.yamagata-kanko-shien-tachiyori.jp/>)

### ▶問合せ先

山形県観光立寄施設助成金コールセンター

☎023-615-9966

受付時間:午前9時から午後5時(土・日・祝日を除く)

## 山形県テイクアウト・デリバリー等支援事業のお知らせ

新型コロナウイルスの感染拡大に伴い影響を受けている、県内で飲食店を営む事業者が、飲食店営業の経験を生かした新サービス（テイクアウトやデリバリー等）を展開することによって自らの活路を見出すような前向きな取組みを支援します。

### ▶対象事業者

①県内において飲食店を営む中小法人・個人事業主（その住所が県内にある者）

②令和3年4月1日以降に新型コロナウイルス感染症を契機として新サービスを展開した、または展開しようとする事業者

### ▶補助額

補助対象経費の2/3以内の額

（補助上限額：1事業者あたり60万円）

### ▶対象経費

①4月1日から12月31日までの対象期間に、テイクアウトやデリバリー、キッチンカーでの移動販売などの新サービスを展開した、または展開しようとする場合の経費を補助

※対象経費の詳細は、特設サイトをご覧ください。か、コールセンターへ問い合わせください。

### ▶必要書類

①補助金交付申請書

②事業計画（実績）書

③補助対象経費内訳（実績）書

④申請額の算定根拠が分かる資料（領収書等）

⑤飲食店営業許可証の写し

⑥その他、事務局が求める書類

### ▶受付期間

11月1日(月)から12月31日(金) ※消印有効

### ▶申請方法

「山形県家賃・テイクアウト関連支援事業事務局」へ郵送

※封筒に「補助金申請書在中」と朱書きしてください。

※必要書類の様式は、「山形県家賃・テイクアウト関連支援事業特設サイト」からダウンロードの上、記入してください。

(<https://yamagata-insyoku-shien.jp>)

### 【郵送先】

〒981-3291 泉西郵便局 私書箱第25号(TP内)

### ▶問合せ先

山形県家賃・テイクアウト関連支援事業コールセンター

☎0570-078-010

受付時間:午前9時～午後5時(土・日・祝日を除く)